

鳥取市補助金カルテ

NO.	126	担当課	こども家庭センター	外線	0857-30-8587
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	子育てサークル支援事業費補助金				
概要	広域的な子育てネットワークを構築を図る、ゆうゆうとっとり子育てネットワークの活動に対する補助				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1101）結婚・出産・子育て支援				
創設年度	H17	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	衛生費	項	保健衛生費	目	母子保健費	
歳出事業名	子育てサークル支援事業費					
R7予算	68千円					
R7予算 積算根拠	運営経費68千円（消耗品費、通信費、郵送料、会議費、交通費、使用料、報償費）			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	68
				R5	1	68
				R4	1	68
				R3	1	68
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	ゆうゆうとっとり子育てネットワーク
交付要件	地域の子育てサークル間の交流の場として広域的な子育てネットワークを構築しようとする団体
対象経費	消耗品費、役務費（通信費、郵送料）、会議費、交通費、使用料、報償費、備品購入費、その他市長が必要と認める経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める補助金の割合	86.1%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	4
				評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3E	2-5, 2-7 自主財源が少ないがこどもの健やかな成長を促進しつつなかりを形成する事業実施が必要なため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-1 事業内容等について協議検討を実施している

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	今後も継続する
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。特定団体への同額交付が複数年続いている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	127	担当課	こども家庭センター	外線	0857-30-8588
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市産後ケア施設・設備整備事業補助金				
概要	産後ケア事業を実施するための施設や設備を整備する経費を補助				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1101）結婚・出産・子育て支援、鳥取県産後ケア施設・設備整備事業補助金交付要綱				
創設年度	R2	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	児童福祉費	目	児童福祉総務費	
歳出事業名	妊娠・出産包括支援事業費					
R7予算	1,500千円					
R7予算積算根拠	補助基準額6,000千円×1/4×1事業者=1,500千円（母子デイサービスの場合は基準額2,000千円）			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	0	0
				R5	1	1,500
				R4	1	515
				R3	1	13
補助率・補助額	4分の1			上限額	1,500千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった産後ケア事業実施者				
交付要件	鳥取市内に設置する産後ケア施設・設備を整備する事業。ただし、鳥取県産後ケア施設・設備整備事業補助金の交付を受けるものに限る。				
対象経費	建物の増改築に要する経費(解体関連費用含む)、建物に付随する設備の設置等に要する経費、備品の購入に要する経費、借家に係る賃借料（新規開設後12月分を上限）、その他市長が認めるもの				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実地調査とともに契約書・領収書の写し、建物図面、改修建物や備品写真等を確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	1
				評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 県との協調補助のため。効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	県との協調補助のため現状維持
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	128	担当課	こども家庭センター	外線	0857-30-8588
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市子育て短期支援専任人員配置事業補助金				
概要	鳥取市子育て短期支援事業に専従する職員の配置経費を補助				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	児童福祉法第6条の3第2項第3号、子育て短期支援事業の実施について（子ども家庭庁）				
創設年度	R5	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	児童福祉費	目	児童福祉総務費	
歳出事業名	子育て支援短期利用事業費					
R7予算	6,497千円					
R7予算積算根拠	子ども・子育て支援交付金基準額6,497,000円×1施設（国1/3、県1/3、市1/3）			過去実績	件数	決算額（千円）
				R6（見込）	1	6,433
				R5	1	6,433
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	10分の10			上限額	6,497千円	
特定財源	国費, 県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった事業者				
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取市子育て短期支援事業実施要綱第2条に定めるすべての事業を児童養護施設及びファミリーホームにおいて、本市の委託を受けて実施する者 鳥取市子育て短期支援事業に従事する専従職員を実施施設に1名以上配置すること 正当な理由なく、子育て短期支援事業の利用の受入れを拒否しないこと 				
対象経費	専従職員の職員俸給、諸手当、臨時に雇用する職員の賃金、社会保険料、その他職員配置に要する費用				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に組織図、採用・専従の資料、支出証憑を添付し、確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	×	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	4
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4~2-6, 2-8 国間接補助であり国基準に基づくため。
公益性	-
公平性	4-1 国補助金交付要綱の基準額に基づくため

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	国間接補助のため現状維持
審査/行財政改革課	適切
意見	-